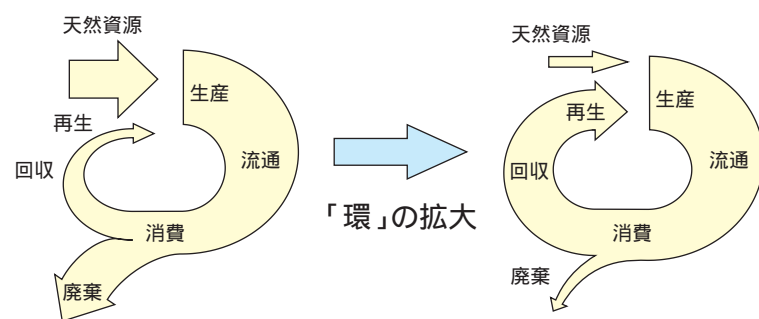


【資源循環の「環」の拡大 (市域内処理率の向上と循環型処理システムへの転換・高度化)】



1 再生利用施設の設置促進

再生利用の推進には受皿となる施設が必要です。
処理業から資源循環業への業態転換指導
「再生利用登録制度」の活用支援

再生利用登録制度

廃棄物処理法では、再生利用業者の資質向上等を目的として、一定の基準を満たす事業者の知事への登録制度が規定されています。

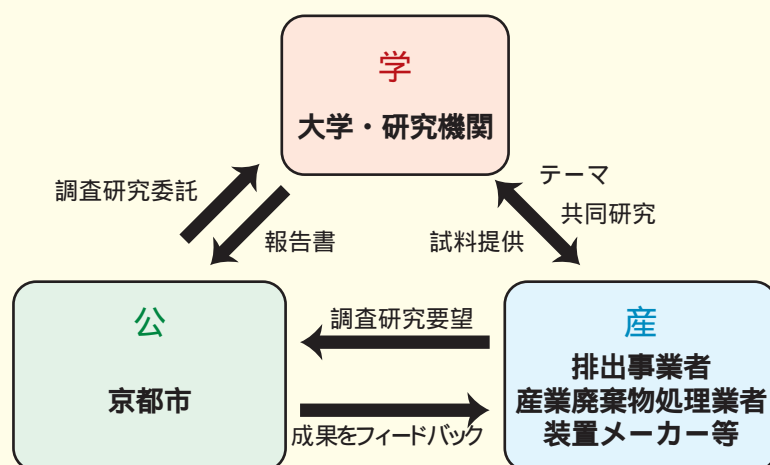


「焼却処理から製紙原料・燃料製造(資源循環業)へ」

2 産学公連携による新技術研究・開発と循環型社会ビジネスの振興

新技術研究・開発を推進するための異業種交流や産学公連携の場をコーディネート
京都市の事業化支援施策等を活用した循環型社会ビジネスの振興

(参考) 循環型社会ビジネス振興のための産学公連携による新技術研究・開発



京都市では、大学や研究機関、京都市産業技術研究所等との連携を強化し、事業者における循環型社会形成のための先進的な取組や新技術研究・開発等を促進するための仕組みづくりについて検討します。



ベンチャー企業目利き委員会

次の時代の京都経済をリードするベンチャー企業を発掘、育成するため、起業化を考えている方の事業プランの事業性、技術・アイデアなどを評価し、支援するものでAランク認定を受けると融資等の支援が受けられます。

平成15年11月までにAランク認定を受けた35社のうち7社が廃棄物関連事業者です。

3 循環型社会構築に向けた新たな制度等の検討

優良事業者への経済的・情報インセンティブ手法の活用検討
事業者による「産業廃棄物自主行動計画」策定及び公表

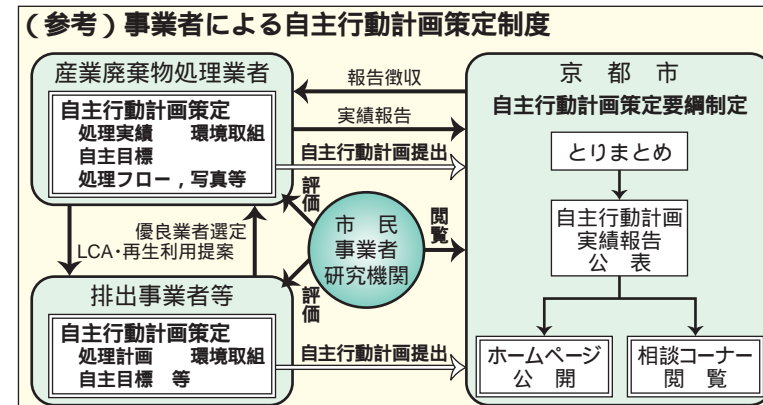
産業廃棄物税

近年、全国的に産業廃棄物税の導入をすでに実施、或いは今後導入を検討する自治体が増加しており、京都府でも導入に向けた検討が行われています。

このような制度が産業廃棄物の発生抑制や再生利用促進の効果的な動機付けとなることが考えられます。

産業廃棄物自主行動計画

法令事項以上の先進的な目標値を定め自主的な取組を進める事業者を広く公表していくことにより優良事業者であることの客観的な判断材料として活用を図るものです。



4 近畿圏の府県市等との連携

近畿圏の産業廃棄物行政を所管する自治体間の連携を強化し、広域的に移動する産業廃棄物の再生利用推進等に対応していきます。

近畿圏における廃棄物交換制度の研究等
京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会事業への参画
近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会への参画

廃棄物交換制度

ある事業場の廃棄物を別の事業場の原材料として紹介するシステムです。

5 産業廃棄物の収集運搬に係る環境負荷の低減

排出規模の小さい産業廃棄物の積替保管施設での集約化による運搬効率の向上と再生利用可能物の選別を推進
自動車輸送から環境負荷の低いJR貨物 船舶等の活用の促進
低公害車両導入促進



「燃料に天然ガスを利用した収集車」

積替保管施設(つみかえほかんしせつ) = 静脈物流の回収拠点

廃棄物処理法では収集運搬の委託を受け、一旦積み込んだ産業廃棄物を卸したり、別の車両に積替える場合は、積替保管を含む収集運搬業許可が必要です。

6 産業廃棄物処理に係る市の関連部局との連携強化

関連部局の連携強化により事務の効率化と申請者の利便性の向上を図ります。

京都市循環型社会推進基本計画の推進
施設の設置等に際し、事務手続のワンストップサービス機能の発揮

京都市循環型社会推進基本計画

廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき市町村に策定が義務づけられている「一般廃棄物処理計画」を「京都市循環型社会推進基本計画」として策定(平成15年12月)しています。

ワンストップサービス

窓口の一本化により、1回の手続きで複数の窓口に関連する手続きを受けられるサービスです。